

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(周南市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 周南市病院事業の設置等に関する条例(平成15年周南市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例(平成16年周南市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例(平成20年周南市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成22年周南市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市病院事業の設置等に関する条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(議会の同意を要する損害賠償の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する損害賠償の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

周南市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>（議会の同意を要する損害賠償の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により、施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除についての議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する損害賠償の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除についての議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

周南市モーターボート競走事業の設置等に関する条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定によりボートレース事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

周南市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条の改正）

現行	改正案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>